

# あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸  
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

7月の祝日といえば「海の日」です。内閣府によると、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日なのだそうです。ご存じでしたか？  
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

基本的に全ての事業者に関係があります！

## 軽減税率制度への対応準備は進んでいますか？

**Q** 当社は年商2億円の機械の部品製造業です。消費税の納税義務者ですが、消費税の軽減税率の対象となる飲食料品等(以下、軽減税率対象品目)を販売していませんので、当社は軽減税率制度への対応が不要と考えています。問題はありませんか？

**A** 軽減税率対象品目を販売していないとしても、仕入や経費に軽減税率対象品目があれば、「区分経理」を行うとともに、当該「区分経理」により作成した帳簿や請求書等の保存をしなければ、消費税を計算する上で、売上税額から仕入税額を控除(以下、仕入税額控除)することはできません。軽減税率制度への対応は必要といえるでしょう。

### 1. 軽減税率制度の概要

令和元年10月1日より、消費税の税率が合計8%から10%へと引上げられるのと同時に、軽減税率制度が開始します。この軽減税率制度の開始により、大きく次の3点が変わります。

#### (1) 複数税率の開始

軽減税率制度が開始されると、次の軽減税率対象品目について、軽減税率8%が適用されます。

#### 軽減税率対象品目

- ・食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類、外食やケータリング等を除く。)
- ・週2回以上発行の定期購読契約に基づく新聞

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



つまり、標準税率10%とこの軽減税率8%との複数税率となります。

	現行	令和元年10月1日～	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.30%	7.80%	6.24%
地方消費税率	1.70%	2.20%	1.76%
合計	8.00%	10.00%	8.00%

#### (2) 税額計算

複数税率となることで、税率ごとに区分して税額を計算します。



#### (3) 帳簿及び請求書等の要件の改正

(2)の税額計算を行うためには、税率ごとに区分して経理(以下、区分経理)する必要があります。そこで、この区分経理に対応するよう、これまで仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存(請求書等保存方式)が、次の期間に応じてそれぞれの方式へと改正されました。

#### <仕入税額控除の方式>



参考までに、現行の請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式との違いを次に示します。

	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式 1
帳簿	課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 取引年月日 取引内容 対価の額	左記 ~ に加え <b>軽減税率の対象品目である旨</b>
請求書等	請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引内容 対価の額 請求書受領者の氏名又は名称 (相手が不特定多数の場合は省略可能)	左記 ~ に加え 2 <b>軽減税率の対象品目である旨</b> <b>税率ごとに合計した税込対価の額</b>

**軽減税率の対象となる例:**

- ・会議用の仕出し弁当や飲料水代
- ・従業員への福利厚生用茶菓子代
- ・取引先へ差し入れする飲食料品代
- ・社内図書用の新聞代(一定の定期購読契約に基づくもの)

**(2) 区分経理を行い、帳簿等を保存**

区分経理が発生する場合には、軽減税率対象部分について、これまでの帳簿処理に加え、軽減税率の対象品目である旨を記載しなければなりません。

また、原則として区分経理をした帳簿や、必要事項が記載された請求書等の保存が必要となります。

1 現行と同様、3万円未満の少額取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書等の保存は求められない。

2 の記載がないときは、交付を受けた側が追記可能。



**2. 軽減税率制度への対応**

御社のケースで考えてみましょう。

**(1) 日々の取引で軽減税率対象か否かの確認**

御社は軽減税率対象品目を販売しませんが、次のような支出がある場合には、軽減税率対象品目の経費が発生することとなるため、区分経理が求められます。そのため日々の取引で、軽減税率対象か否かの確認が必要となります。

**< 区分経理 (イメージ) >**

総勘定元帳 (交際費)			
×年		摘要	金額 (税込)
月	日		
11	2	高島屋 茶菓子	5,400
.	.	.	.
.	.	.	.

( : 軽減税率対象品目)

**(3) 税率ごとに区分して税額計算**

税率ごとに区分して税額を計算します。

なお、消費税の免税事業者であっても、軽減税率対象品目を販売している場合には、購入者から区分記載請求書等の発行を求められる可能性があります。「軽減税率対象品目を販売しない」あるいは「消費税は納税しない」といって、軽減税率制度への対応を全く準備しなくていいわけではありません。軽減税率対象品目と対応すべき内容を確認しましょう。

**お仕事カレンダー**

7月10日(水)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(6月分) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付(1~6月分) 一括有期事業開始届(建設業)届出 労働保険の年度更新 社会保険の算定基礎届の提出 継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第1期分) 口座振替を利用しない場合	
7月16日(火)	所得税の予定納税額の減額申請	
7月31日(水)	5月決算法人の申告・納税、11月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 2月・8月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 所得税の予定納税額の納付(第1期分)期限	

**お 仕 事 備 忘 録**

**1. 所得税の予定納税額の減額申請**

7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。

この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

**2. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出**

7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4~6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

